

京都府公報

号外 第11号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	訓 令	告 示
○京都府立体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) 1	○京都府衛生検査等使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令 (健康福祉総務課) 89	
○京都府立京都スタジアム条例施行規則の一部を改正する規則 () 2		
○京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課) 3		○京都府手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示の一部改正 (建築指導課) 90
○京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 5		
○京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則 () 8		
○建築基準法施行細則等の一部を改正する規則 (建築指導課) *		

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

- 京都府立体育館条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府立京都スタジアム条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第49号

京都府立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立体育館条例施行規則(昭和46年京都府規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

次に掲げる使用料の徴収は、現金その他館長が認める他の支払手段の使用と引換えに、次項各号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を記載した使用券を交付し、又は表示事項を記録した電磁的記録(以下「電子使用券」という。)を提供することによつて行うものとする。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

- トレーニング場を使用する場合の使用料
 - 条例別表の2の表の備考に規定する知事が指定する場所を個人が使用する場合の使用料
 - 附属設備を使用する場合(館長が定める場合に限る。)の使用料
- 2 使用券及び電子使用券には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 体育館の名称
 - 使用券又は電子使用券の種類
 - 使用料の額
 - 有効期間
 - 発行年月日

第6条第1号ア中「大学又は」を「大学若しくは」に改め、同条第2号ア中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、同条第4号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表第1 体育設備及び器具の項中「100」を「110」に、「150」を「170」に、「1式」を「1組」に、「1,530」を

「1,740」に、「3,970」を「4,520」に、970 を

「1,100」に、「2,440」を「2,780」に、「320」を「360」に、「800」を「910」に、「390」を「440」に、「80」を「90」に、「200」を「220」に、「130」を「140」に、「650」を「740」に、「1,630」を「1,850」に、「2,040」を「2,320」に改め、同表舞台設備及び器具の項中「480」を「540」に、「1,220」を「1,390」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「1,530」を「1,740」に、「3,970」を「4,520」に、「800」を「910」に、「2,040」を「2,320」に、「480」を「540」に、「1,220」を「1,390」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「1式」を「1組」に、「61,200」を「69,760」に、「153,000」を「174,420」に、「150」を「170」に、「100」を「110」に、「80」を「90」に、「200」を「220」に、「1,530」を「1,740」に改め、同表

の備考の1中「2万400円」を「2万3,250円」に改める。
別表第3第1競技場の冷暖房施設の使用の項中「15,300円」を「17,440円」に改め、同表第2競技場の冷暖房施設の使用の項中「2,040円」を「2,320円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた使用の承認に係る使用料については、この規則による改正後の京都府立体育館条例施行規則別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 京都府立体育館条例の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第53号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における使用料の減免については、なお従前の例による。

京都府規則第50号

京都府立京都スタジアム条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立京都スタジアム条例施行規則（平成31年京都府規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「より、」を「より」に、「額は」を「割合は」に改め、同条第1号中「条例の規定に基づき算定した額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同号ア中「大学又は」を「大学若しくは」に改め、同号イ中「並びにスポーツ又は」を「又はスポーツ若しくは」に改め、同条第2号中「条例の規定に基づき算定した額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同号ア中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改め、同号ウ中「並びにスポーツ又は」を「又はスポーツ若しくは」に改め、同条第3号中「条例の規定に基づき算定した額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同条第4号中「60歳」を「65歳」に改め、「条例の規定に基づき算定した額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同条第5号中「条例の規定に基づき算定した額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同条第6号中「条例の規定に基づき算定した額以内の額」を「100分の100以内」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

附属設備の利用料金の上限の額

品名	単位	利用料金の上限の額	摘要
サッカー競技用具	1組	4,000 ^円	ゴール、ネット、コーナーフラッグ及び選手交代ボードを含む。
ラグビー競技用具	1組	3,880	ゴール、コーナーフラッグ及びタッチフラッグを含む。
アメリカンフットボール競技用具	1組	3,560	ゴール、パイロン及びペナルティフラッグを含む。
ステージ	1台	1,090	
演台	1台	1,780	
会議室用拡声装置	1組	7,620	
マイクロホン	1個	820	

大型映像装置	1 基	1 時間	24, 850	
帯状映像装置	1 組		821, 020	
照明設備	1 組	1 時間	123, 460	
プロジェクター	1 台		4, 560	
スクリーン	1 張		880	
伸縮型移動式テント	1 張		26, 220	
伸縮型移動式テント (延長用)	1 張		13, 110	
長机	1 脚		140	
椅子	1 脚		60	
芝生保護材 A	1 枚		340	
芝生保護材 B	1 枚		110	
コインロッカー	1 区画	1 回	340	

備考 1 この表に定める利用料金の上限の額は、特に定めのある附属設備を除くほか、1日1回当たりの額とする。
 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた使用の承認に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

京都府規則第51号

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則（昭和51年京都府規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（使用料等の額）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 条例第2条第1号に規定する費用の額を1.0084で除して得た額

(2) 1,000分の1,095

2 条例第2条第2号ア及びイに規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表の1の項中

初診料に係る点数の9分の1に相当する点数により算定した額を1.0084で除して得た額に100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合にあつては、その端数を切り捨てた額）

を

アに掲げる額にイに掲げる割合を乗じて得た額に、100分の105を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額）

ア 初診料に係る点数の9分の1に相当する点数により算定した額を1.0084で除して得た額

イ 1,000分の1,095

に改め、同表の2の項中「次

項」を「3の項」に、「1,020」を「1,110」に、「大腸菌群」を「大腸菌又は大腸菌群」に、「2,040」を「2,230」に、「菌種を」を「次に掲げる菌種を」に改め、「菌種とは次のものをいう。」を削り、「掲げる細菌」を「掲げる菌種」に、「5,100」を「5,580」に、「6,120」を「6,700」に、「8,160」を「8,930」に、「(5)のアのb」を「アのb」に、「11,220」を「12,280」に、「7,650」を「8,370」に、「9,180」を「10,050」に改め、同表の3の項中「1,020」を「1,110」に、「2,040」を「2,230」に、「5,610」を「6,140」に改め、「(鮮度の判定)」を削り、「1,630」を「1,780」に、「3,570」を「3,900」に、「2,950」を「3,230」に、「1,530」を「1,670」に、「4,180」を「4,570」に、「22,540」を「24,680」に、「810」を「880」に、「3,060」を「3,350」に、「4,590」を「5,020」に改め、同表の4の項中「1,020」を「1,110」に、「1,530」を「1,670」に、「2,850」を「3,120」に、「5,300」を「5,800」に、「22,540」を「24,680」に、「1,630」を「1,780」に、「2,950」を「3,230」に、「2,140」を「2,340」に改め、同表の5の項中「1,020」を「1,110」

に、

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、硼素及びその化合物、鉄及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、アルミニウム及びその化合物の試験又はこれらの試験に準じる方法による試験

を

次に掲げる項目の試験又はこれらの試験に準じる方法による試験

- (a) 一般細菌
- (b) 大腸菌
- (c) カドミウム及びその化合物
- (d) セレン及びその化合物
- (e) 鉛及びその化合物
- (f) 砒素及びその化合物
- (g) 硼素及びその化合物
- (h) 鉄及びその化合物
- (i) 塩化物イオン
- (j) カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- (k) アルミニウム及びその化合物

に、「1,930」を

「2,110」に、「3,160」を「3,460」に、「3,570」を「3,900」に、「(1)のオ」を「オ」に、「22,540」を「24,680」に、「44,470」を「48,690」に、「6,630」を「7,250」に改め、同表の6の項中「1,020」を「1,110」に、「3,260」を「3,560」に、「7,750」を「8,480」に、「22,540」を「24,680」に改め、同表の7の項中「132,600」を「145,190」に、「1,020」を「1,110」に、「4,080」を「4,460」に改め、同表の8の項中「1,020」を「1,110」に、「2,950」を「3,230」に改め、同表の9の項中「510」を「550」に、「1,020」を「1,110」に、「710円」を「770円」に、「1,630」を「1,780」に、「3,570」を「3,900」に、「4,180」を「4,570」に、「5,910」を「6,470」に、「22,540」を「24,680」に、「28,450」を「31,150」に、「11,830」を「12,950」に改め、同表の10の項中「7,140」を「7,810」に、「9,480」を「10,380」に改め、同表の11の項中「710」を「770」に、「1,420」を「1,550」に、「2,140」を「2,340」に改め、同表の12の項中「510」を「550」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府衛生検査等使用料及び手数料条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府規則第52号

京都府立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立都市公園条例施行規則（昭和57年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「を使用する」を「又は大型コインロッカーを使用する」に、「ものとする」を「ほか、指定管理者が認める方法により行うことができる」に改める。

第15条第1項第4号中「60歳」を「65歳」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 伏見港公園のプール、山城総合運動公園の25メートルプール若しくはファミリープール又は丹波自然運動公園のプール若しくはパターゴルフ場を個人使用する場合（次の各号に掲げる場合に限る。）には、第1号の保護者又は第2号の祖父母のうちいずれか1人に係る利用料金についてその全額を免除する。

(1) 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。次号及び次項において同じ。）とともに利用する場合

(2) その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに利用する場合

第15条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうちいずれか1人に係る利用料金の10分の10

ア 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等とともに入園する場合

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母が当該小学生等とともに入園する場合

第15条第4項第3号を削る。

別表第2の1の表体育設備及び器具の項中「120」を「130」に、「290」を「330」に、

摘 要	を	摘 要
		ソフトマット以外のものをいう。

に、「230」を「260」に、「590」を「670」に、

「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「710」を「800」に、「1,730」を「1,970」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に、「160」を「180」に、「170」を「190」に、「470」を「530」に、「940」を「1,070」に、「2,340」を「2,660」に改め、同表舞台設備及び機具の項中「350」を「390」に、「910」を「1,030」に、「470」を「530」に、「1,220」を「1,390」に、「230」を「260」に、「590」を「670」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「350」を「390」に、「940」を「1,070」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「160」を「180」に、

コインロッカー	1区画	1回 100	—	
---------	-----	-----------	---	--

を

コインロッカー	1区画	1回 100	—	1区画容量60リットル未満
大型コインロッカー	1区画	1回 300	—	1区画容量60リットル以上

に改め、別表第2の2の

（その1）の表体育設備及び器具の項中「120」を「130」に、「350」を「390」に、「170」を「190」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,220」を「1,390」に、「170」を「190」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「120」を「130」に、「350」を「390」に、「470」を「530」に改め、別表第2の2の（その2）の表体育設備及び器具の項中「120」を「130」に、「290」を「330」に、「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「160」を「180」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「170」を「190」に、「470」を「530」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「160」を「180」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に改め、別表第2の3の（そ

の1)の表陸上競技設備及び器具の項中「120」を「130」に、「470」を「530」に、「170」を「190」に、「1,320」を「1,500」に、「590」を「670」に、「1,220」を「1,390」に、「2,750」を「3,130」に、「710」を「800」に、「350」を「390」に改め、同表体育設備及び器具の項中「120」を「130」に、「1,220」を「1,390」に、「350」を「390」に、「590」を「670」に、

「2,340」を「2,660」に、

470	
230	

を

に、

530	子供用以外のものをいう。
260	子供用のものをいう。

スポーツタイマー	1台	230
----------	----	-----

を

スポーツタイマー	1台	260
----------	----	-----

に、「170」を「190」に改め、同表競泳設備及び器具の項中

「3,570」を「4,060」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,220」を「1,390」に、「1,730」を「1,970」に、「2,340」を「2,660」に、「170」を「190」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「350」を「390」に、「120」を「130」に、

「23,460」を「26,740」に、

コインロッカー	1区画	1回	
		100	

を

コインロッカー	1区画	1回	1区画容量60リットル未満
		100	
大型コインロッカー	1区画	1回	1区画容量60リットル以上
		300	

に改め、同表の備考の2

中「及びコインロッカー」を「、コインロッカー及び大型コインロッカー」に、「1万2,240円」を「1万3,950円」に改め、別表第2の3の(その2)の表体育設備及び器具の項中「310」を「350」に、「800」を「910」に、「120」を「130」に、「290」を「330」に、「160」を「180」に、「1,420」を「1,610」に、「3,570」を「4,060」に、「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に、「210」を「230」に、「170」を「190」に、「470」を「530」に、「150」を「170」に、「380」を「430」に、「640」を「720」に、「1,630」を「1,850」に、「940」を「1,070」に、「2,340」を「2,660」に改め、同表舞台設備及び器具の項中「470」を「530」に、「1,220」を「1,390」に、「640」を「720」に、「1,630」を「1,850」に、「230」を「260」に、「590」を「670」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,730」を「1,970」に、「4,790」を「5,460」に、「2,340」を「2,660」に、「5,910」を「6,730」に、「470」を「530」に、「1,220」を「1,390」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「160」を「180」に、「210」を「230」に、

コインロッカー	1区画	1回	—	
		100		

を

コインロッカー	1区画	1回	—	1区画容量60リットル未満
		100		
大型コインロッカー	1区画	1回	—	1区画容量60リットル以上
		300		

に改め、別表第2の3の(そ

の3)の表陸上競技設備及び器具の項中「120」を「130」に、「290」を「330」に、「230」を「260」に、「470」を「530」に、「1,220」を「1,390」に、

160

を

180

に、「170」を「190」に、「1,320」を「1,500」に、

「3,160」を「3,600」に、「590」を「670」に、「1,530」を「1,740」に、「2,950」を「3,360」に、「2,750」を「3,130」に、「6,930」を「7,900」に、「710」を「800」に、「1,830」を「2,080」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に改め、別表第2の3の(その3)の表体育設備及び器具の項中「120」を「130」に、「290」を「330」に、「160」を「180」に、「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に、「590」を「670」に、「1,530」を「1,740」に、「2,340」を「2,660」に、「5,910」を「6,730」に、「230」を「260」に、「子ども用」を「子供用」に、「470」を「530」に、「170」を「190」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,220」を「1,390」に、「2,950」を「3,360」に、「1,730」を「1,970」に、「4,790」を「5,460」に、「2,340」を「2,660」に、「5,910」を「6,730」に、「170」を「190」に、「470」を「530」に改め、同表その他の設備及び器具の項中「160」を「180」に、「350」を「390」に、「880」を「1,000」に、「120」を「130」に、「290」を「330」に、

コインロッカー	1区画	1回 100	—	
---------	-----	-----------	---	--

を

コインロッカー	1区画	1回 100	—	1区画容量60リットル未満
大型コインロッカー	1区画	1回 300	—	1区画容量60リットル以上

に改め、同表の備考の2中

「及びコインロッカー」を「、コインロッカー及び大型コインロッカー」に、「1万2,240円」を「1万3,950円」に、「2万9,580円」を「3万3,720円」に改め、別表第2の4の表体育設備及び器具の項中「150」を「170」に、「130」を「140」に、「470」を「530」に、「120」を「130」に、「170」を「190」に、「1,320」を「1,500」に、「590」を「670」に、「230」を「260」に、「2,750」を「3,130」に、「710」を「800」に、「1,220」を「1,390」に改め、同表舞台設備及び器具の項中「350」を「390」に改め、同表音響設備及び器具の項中「1,730」を「1,970」に、「350」を「390」に、「230」を「260」

に改め、同表その他の設備及び器具の項中

420	
-----	--

を

470	移動式スクリーン以外のものをいう。
-----	-------------------

に、「190」を「210」に、「910」を「1,030」に、「640」を「720」に、

「350」を「390」に、「100」を「110」に、「310」を「350」に、

コインロッカー	1区画	1回 100	
---------	-----	-----------	--

を

コインロッカー	1区画	1回 100	1区画容量60リットル未満
大型コインロッカー	1区画	1回 300	1区画容量60リットル以上

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた使用の承認に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

京都府規則第53号

京都府立府民スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立府民スポーツ広場条例施行規則（平成2年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ものとする」を「ほか、指定管理者が認める方法により行うことができる」に改める。

第6条第4号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表野球バックネットの項及び野球ベースの項中「120」を「130」に改め、同表審判用具の項中「350」を「390」に改め、同表サッカーゴールネットの項中「120」を「130」に改め、同表ワイヤレススピーカーの

項中「1, 220」を「1, 390」に改め、同表マイクロホンの項及びハンドマイクの項中「170」を「190」に改め、同表得点板の項中「120」を「130」に改め、同表ライン引き器の項中「170」を「190」に改め、同表テントの項中「350」を「390」に改め、同表ビーチパラソルの項中「120」を「130」に改め、同表演台の項中「470」を「530」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受けた使用の承認に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

京都府規則第54号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

（建築基準法施行細則の一部改正）

第1条 建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは第55条第3項」を「、第55条第3項、第57条の4第1項ただし書」に、「若しくは第59条の2第1項」を「、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号若しくは第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる」を「別表第1の1の表の1の項に規定する」に改め、各号を削り、同条第2項中「若しくは第4項」の右に「、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項」を加え、同条第3項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書」を「別表第1の1の表の2の項に規定する図書（工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係る当該規定による許可の申請にあつては、当該図書及び別記第1号様式による調書）」に改め、各号を削り、同条第6項から第9項までを削り、同条第10項中「別表第1の1の表の8の項」を「別表第1の1の表の4の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第11項中「別表第1の1の表の8の項」を「別表第1の1の表の4の項」に改め、同条中同項を第7項とし、第12項を第8項とする。

第3条の2第2項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる」を「別表第1の2の表の1の項に規定する」に改め、各号を削り、同条第4項中「第57条第1項」の右に「、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5、第68条の5の6」を加え、同条第6項中「の規定」を「又は第68条の3第7項の規定」に、「別表第1の2の表の3の項」を「別表第1の2の表の1の項」に改め、同条中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、同条第11項中「別表第1の2の表の5の項」を「別表第1の2の表の3の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「別表第1の2の表の6の項」を「別表第1の2の表の4の項」に改め、同条中同項を第10項とし、第13項を第11項とし、第14項を第12項とする。

別表第1の1の表の1の2の項、2の2の項及び4の項から7の項までを削り、同表中8の項を4の項とし、別表第1の2の表の1の2の項を削り、同表の2の項中

(2) 区域図	縮尺及び方位
	地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
(3) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図

を

(2) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
------------------	----------------------------------

に改め、同

表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、別表第1の3の表を次のように改める。

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項

別表第2の1の項を次のように改める。

1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 ア 建築物(イに掲げる部分を除く。)に係るもの (ア) 建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) a 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 b 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 c 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 d 当該建築に係る部分の床面積(既	建築物確認申請手数料		
		1件につき	9,840円
		1件につき	19,680円
		1件につき	17,000円
		1件につき	32,830円
		1件につき	60,330円
		1件につき	54,120円
		1件につき	41,440円
		1件につき	69,650円
		1件につき	62,600円

<p>存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</p>	1 件につき	68,950円
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1 件につき	94,090円
<p>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1 件につき	84,420円
<p>e 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p>	1 件につき	68,950円
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1 件につき	94,090円
<p>f 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	1 件につき	166,540円
<p>g 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	1 件につき	227,430円
<p>h 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	1 件につき	405,930円
<p>i 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を</p>	1 件につき	541,350円

<p>加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>j 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p>	1件につき	722,320円
<p>k 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)</p> <p>a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が、30平方メートル以内のもの</p>	1件につき	1,162,740円
<p>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	9,840円
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	19,680円
<p>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	17,000円
<p>b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	1件につき	32,830円
<p>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	60,330円
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	54,120円
<p>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	54,120円
<p>c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	1件につき	41,440円
<p>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	41,440円
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	69,650円
<p>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	62,600円

d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円
e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円
g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円
h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	405,930円
i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円
j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円
k 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円
(㍿) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。）		
a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外	1件につき	9,840円

の場合		
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	17,000円
b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	32,830円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	60,330円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	54,120円
c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	41,440円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	69,650円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	62,600円
d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円
e 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
f 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円
g 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円
h 当該移転、修繕、模様替又は用途の	1件につき	405,930円

変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		
i 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円
j 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円
k 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円
(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合		
a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	9,840円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	17,000円
b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	32,830円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	60,330円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	54,120円
c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	41,440円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	69,650円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	62,600円
d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円

<p>の適合性審査を必要とする場合</p> <p>e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>68,950円</p> <p>94,090円</p>
<p>f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>166,540円</p>
<p>g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>227,430円</p>
<p>h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>405,930円</p>
<p>i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>541,350円</p>
<p>j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>722,320円</p>
<p>k 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,162,740円</p>
<p>イ 建築設備に係るもの</p> <p>(ア) 建築設備を設置する場合((イ)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>24,630円</p> <p>17,130円</p>
<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び3の項において「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。)をいう。以下この項において同じ。)の場合</p>	<p>1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額</p> <p>(1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超えるもの</p>	<p>20,800円</p> <p>21,840円</p>
<p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の場合</p>	<p>1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額</p> <p>(1) 当該建築物の床面積が300平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 当該建築物の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 当該建築物の床面積が5,000平</p>	<p>38,490円</p> <p>66,580円</p> <p>119,640円</p>

(3) 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

- 方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 181,020円
- (5) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 321,480円
- (6) 当該建築物の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 547,250円
- (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 963,410円

1件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあつては、左欄の(2)に定める額）に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額

- (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円
- (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円
- (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円
- (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円
- (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円

1件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあつては左欄の(2)に定める額）に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額

ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの 125,410円
 - (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
 - (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円
 - (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円
 - (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円
 - (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円
 - (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
- 1件につき左欄の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合

それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額

- (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円
- (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円
- (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円
- (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円
- (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円

1件につき左欄の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円
- (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円
- (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円
- (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル

		ル以内のもの 237,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
--	--	--

別表第2の2の項の(1)のイ中「金額」を「額」に、「119,440円」を「125,410円」に、「142,800円」を「149,940円」に、「166,050円」を「174,350円」に、「189,410円」を「198,880円」に、「226,330円」を「237,640円」に、「300,590円」を「315,610円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同項の(1)のイ中「金額」を「額」に、「90,470円」を「94,990円」に、「102,100円」を「107,200円」に、「113,830円」を「119,520円」に、「125,460円」を「131,730円」に、「142,390円」を「149,500円」に、「179,520円」を「188,490円」に、「303,550円」を「318,720円」に改め、同項の(2)のイ中「金額」を「額」に、「119,440円」を「125,410円」に、「142,800円」を「149,940円」に、「166,050円」を「174,350円」に、「189,410円」を「198,880円」に、「226,330円」を「237,640円」に、「300,590円」を「315,610円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同項の(2)のイ中「金額」を「額」に、「90,470円」を「94,990円」に、「102,100円」を「107,200円」に、「113,830円」を「119,520円」に、「125,460円」を「131,730円」に、「142,390円」を「149,500円」に、「179,520円」を「188,490円」に、「303,550円」を「318,720円」に改め、同項の(3)のイ中「金額」を「額」に、「119,440円」を「125,410円」に、「142,800円」を「149,940円」に、「166,050円」を「174,350円」に、「189,410円」を「198,880円」に、「226,330円」を「237,640円」に、「300,590円」を「315,610円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同項の(3)のイ中「金額」を「額」に、「90,470円」を「94,990円」に、「102,100円」を「107,200円」に、「113,830円」を「119,520円」に、「125,460円」を「131,730円」に、「142,390円」を「149,500円」に、「179,520円」を「188,490円」に、「303,550円」を「318,720円」に改め、同項の(4)のイ中「金額」を「額」に、「119,440円」を「125,410円」に、「142,800円」を「149,940円」に、「166,050円」を「174,350円」に、「189,410円」を「198,880円」に、「226,330円」を「237,640円」に、「300,590円」を「315,610円」に、「552,120円」を「579,720円」に改め、同項の(4)のイ中「金額」を「額」に、「90,470円」を「94,990円」に、「102,100円」を「107,200円」に、「113,830円」を「119,520円」に、「125,460円」を「131,730円」に、「142,390円」を「149,500円」に、「179,520円」を「188,490円」に、「303,550円」を「318,720円」に改め、同表の3の項の(1)のイの(ア)中「18,360円」を「19,270円」に、「16,320円」を「17,130円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「37,740円」を「39,620円」に、「36,720円」を「38,550円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)中「42,840円」を「44,980円」に、「41,820円」を「43,910円」に改め、同項の(1)のイの(エ)中「68,340円」を「71,750円」に、「66,300円」を「69,610円」に改め、同項の(1)のイの(オ)中「122,400円」を「128,520円」に、「120,360円」を「126,370円」に改め、同項の(1)のイの(カ)中「182,580円」を「191,700円」に、「172,380円」を「180,990円」に改め、同項の(1)のイの(キ)中「278,460円」を「292,380円」に、「268,260円」を「281,670円」に改め、同項の(1)のイの(ク)中「391,680円」を「411,260円」に、「381,480円」を「400,550円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)中「487,560円」を「511,930円」に、「477,360円」を「501,220円」に改め、同項の(1)のイの(コ)中「910,860円」を「956,400円」に、「900,660円」を「945,690円」に改め、同項の(1)のイを次のように改める。

<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合</p> <p>（ア）一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合</p> <p>（イ）共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合</p>	<p>1件につき左欄のイに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額</p> <p>(1) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートル以内のもの 8,320円</p> <p>(2) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートルを超えるもの 9,360円</p> <p>1件につき左欄のイに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額</p> <p>(1) 当該特定建築行為に係る住宅部</p>
---	--

(ウ) 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。）の場合

- 分の床面積が300平方メートル以内のもの 16,640円
- (2) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 29,130円
- (3) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 53,060円
- (4) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 81,150円
- (5) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 144,610円
- (6) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 245,530円
- (7) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの 432,800円
- 1件につき左欄のアに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
- (1) 当該特定建築行為に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの 44,730円（基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物（以下この項において「工場等建築物」という。）にあつては、9,360円）
- (2) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 57,220円（工場等建築物にあつては、13,520円）
- (3) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,940円（工場等建築物にあつては、19,760円）
- (4) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 122,760円（工場等建築物にあつては、48,890円）
- (5) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 160,220円（工場等建築物にあつては、74,900円）
- (6) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 193,510円（工場等建築物にあつては、92,590円）

(エ) 複合建築物の場合	(7) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 226,800円（工場等建築物にあつては、114,440円） (8) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 293,390円（工場等建築物にあつては、160,220円） 1件につき左欄の（イ）に定める額と同欄の（ウ）に定める額とを合計した額
--------------	---

別表第2の3の項の(2)中「31,620円」を「33,200円」に改め、同表の4の項の(1)中「16,320円」を「17,130円」に改め、同項の(2)中「35,700円」を「37,480円」に改め、同項の(3)中「39,780円」を「41,760円」に改め、同項の(4)中「57,120円」を「59,970円」に改め、同項の(5)中「106,080円」を「111,380円」に改め、同項の(6)中「168,300円」を「176,710円」に改め、同項の(7)中「235,620円」を「247,400円」に改め、同項の(8)中「273,360円」を「287,020円」に改め、同項の(9)中「441,660円」を「463,740円」に改め、同項の(10)中「772,140円」を「810,740円」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 (2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を行う場合 (3) 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合	国等建築物確認手数料 1の項の(1)に定める額 1の項の(2)に定める額 1の項の(3)に定める額
--	--

別表第3の1の項中「122,400円」を「128,520円」に改め、同表の1の2の項中「51,000円」を「53,550円」に改め、同表の1の3の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の2の項及び3の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の4の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の5の項及び6の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の7の項の(1)中「183,600円」を「192,780円」に改め、同項の(2)中「122,400円」を「128,520円」に改め、同項の(3)中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の8の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の9の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の9の2の項及び9の3の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の10の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の11の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の12の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の13の項及び14の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の15の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の15の2の項の(1)中「79,560円」を「83,530円」に改め、同項の(2)中「79,560円」を「83,530円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の15の3の項中「6,520円」を「6,840円」に、「12,240円」を「12,850円」に改め、同表の15の4の項から18の4の項までの規定中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の18の5の項及び19の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の20の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の20の2の項及び21の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の22の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の23の項及び24の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の25の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の26の項の(1)中「61,200円」を「64,260円」に改め、同項の(2)中「122,400円」を「128,520円」に改め、同表の26の2の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の27の項の(1)中「79,560円」を「83,530円」に改め、同項の(2)中「79,560円」を「83,530円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の28の項の(1)中「79,560円」を「83,530円」に改め、同項の(2)中「79,560円」を「83,530円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の28の2の項の(1)中「224,400円」を「235,620円」に改め、同項の(2)中「224,400円」を「235,620円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の28の3の項の(1)中「224,400円」を「235,620円」に改め、同項の(2)中「224,400円」を「235,620円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の29の項の(1)中「79,560円」を「83,530円」に改め、同項の(2)中「79,560円」を「83,530円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の29の2の項の(1)中「224,400円」を「235,620円」に改め、同項の(2)中「224,400円」を「235,620円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の29の3の項の(1)中「224,400円」を「235,620円」に改め、同項の(2)中「224,400円」を「235,620円」に、「28,560円」を「29,980円」に改め、同表の30の項中「6,520円」を「6,840円」に、「12,240円」を「12,850円」に改め、同表の31の項中「27,540円」を「28,910円」に改め、同表の31の2の項から31の5の項までを次のように改める。

<p>31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の 一の建築物について2以上の工事に分けて工事 を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に 対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル 以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに 規定する基準への適合性審査を必要とする 場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4 号イに規定する基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを 超え、100平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに 規定する基準への適合性審査を必要とする 場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4 号イに規定する基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートル を超え、200平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに 規定する基準への適合性審査を必要とする 場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4 号イに規定する基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートル を超え、300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに 規定する基準への適合性審査を必要とする 場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第 4号イに規定する基準への適合性審査を必 要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートル を超え、500平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに 規定する基準への適合性審査を必要とする 場合</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートル を超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メー トルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メー トルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メー トルを超えるもの</p>	<p>既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分 けて工事を行う場合の 制限の緩和に係る認定 申請手数料</p>	<p>1件につき 1件につき</p> <p>9,840円 19,680円 17,000円 32,830円 60,330円 54,120円 41,440円 69,650円 62,600円 68,950円 94,090円 84,420円 68,950円 94,090円 166,540円 227,430円 405,930円 541,350円 722,320円 1,162,740円</p>
<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の 一の建築物について2以上の工事に分けて工事</p>	<p>既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分</p>	

を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定		
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの	の変更申請手数料		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき	9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき	32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき	41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき	94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1 件につき	166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1 件につき	227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		1 件につき	405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1 件につき	541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1 件につき	722,320円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの		1 件につき	1,162,740円
31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限		

(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの	の緩和に係る認定申請手数料		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき	9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき	32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき	41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの			
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件につき	227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		1件につき	405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1件につき	541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1件につき	722,320円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの		1件につき	1,162,740円
31の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の制限の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の緩和に係る認定変更		
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの	申請手数料		

内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円

別表第3の31の6の項の(1)中「61,200円」を「64,260円」に改め、同項の(2)中「122,240円」を「128,350円」に改め、同表の31の7の項中「163,200円」を「171,360円」に改め、同表の32の項の(1)中「23,460円」を「24,630円」に改め、同項の(2)中「16,320円」を「17,130円」に改め、同表の33の項中「31,620円」を「33,200円」に改め、同表の34の項の(1)中「37,740円」を「39,620円」に改め、同項の(2)中「26,520円」を「27,840円」に改め、同表の35の項中「38,760円」を「40,690円」に改め、同表の40の項から42の項までの規定中「27,540円」を「28,910円」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第2条 都市計画法施行細則(昭和46年京都府規則第45号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「証明書等」を「書面」に改め、同条中「第60条第1項に規定する」を「第60条の規定による」に、「別記第21号様式による証明願」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることの証明を求める場合 別記第21号様式

(2) 法第53条第1項の規定に適合していることの証明を求める場合 別記第21号の2様式
別記第9号様式中「(第3条の3関係)」を「(第3条の4関係)」に改め、同様式中備考を備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

1 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式（第13条関係）

申 請 書

建築基準法	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>第6条第1項</p> <p>第6条の2第1項</p> <p>第88条（第1項・第2項）において準用する同法第6条第1項</p> <p>第88条（第1項・第2項）において準用する同法第6条の2第1項</p> </div> <p>の規定による確認済証の交付を受けるため、都市計画法施行規則第60条第1項の規定により、下記の土地における建築物又は予定建築物等に係る建築等の計画が同項に規定する都市計画法の規定（同法第53条第1項を除く。）の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p>
-------	---

許可を受けた者の住所氏名	
申請に係る土地又は予定建築物等の所在地	
証明区分	(1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことの証明 (2) その他
開発許可番号 (変更許可番号)	年 月 日 第 号 (年 月 日 第 号)
工事検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
開発区域の面積・区画数及び申請に係る土地の区画番号	(開 発 区 域) 平方メートル 区画号 (申請に係る土地の区画番号)
都市計画法第41条第1項の制限の内容	
その他必要な事項	

- 備考 1 「証明区分」欄は、該当する区分の番号を○で囲んでください。(2)を選択した場合は、開発許可番号等を該当欄に記載してください。
- 2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第 号

上記申請のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事



別記第21号様式の次に次の1様式を加える。
第21号の2様式（第13条関係）

申 請 書

建築基準法	第6条第1項 第6条の2第1項 第88条（第1項・第2項）において準用する 同法第6条第1項 第88条（第1項・第2項）において準用する 同法第6条の2第1項	の規定による 確認済証の交付	を受けるため、
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定			
都市計画法施行規則	第60条第1項 第60条第2項	の規定により、下記の建築物の建築が都市計画法	
第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。			
年 月 日 京都府知事 様			
		申請者 住所 氏名	
記			

許可を受けた者の住所氏名	
建築物の敷地の所在及び地番	
許可番号	年 月 日 第 号
建築物の構造	
新築、増築、改築又は移転の別	新築 増築 改築 移転
敷地面積	平方メートル
建築面積	平方メートル
延べ面積	平方メートル
その他必要な事項	

- 備考 1 許可を受けている場合には、許可を受けた者の住所及び氏名並びに許可番号を該当欄に記載してください。
 2 「新築、増築、改築又は移転の別」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
 3 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第 号

上記申請のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事



(京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の83の項中「33,000円」の右に「(電子申請による場合にあつては、26,500円)」を加える。

別表第2の151の項及び152の項を次のように改める。

<p>151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料</p>	<p>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 当該工事に係る盛土又は切土（以下この項及び152の項において「造成」という。）をする土地の面積（以下この項及び152の項において「造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの 12,850円</p> <p>(2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 22,490円</p> <p>(3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 33,200円</p> <p>(4) 造成面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 50,330円</p> <p>(5) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 71,750円</p> <p>(6) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 117,810円</p> <p>(7) 造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 182,070円</p> <p>(8) 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 267,750円</p> <p>(9) 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 364,140円</p> <p>(10) 造成面積が10万平方メートルを超えるもの 449,820円</p>
<p>152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は同法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 造成に関する工事の設計に変更がある場合 ア 新たな土地の造成がない場合</p>	<p>宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料</p>	<p>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートル以内のもの 1,280円</p> <p>イ 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,240円</p> <p>ウ 当該変更後の工事に係る造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以</p>

<p>イ 新たな土地の造成がある場合</p> <p>(2) その他の場合</p>		<p>内のもの 3,320円</p> <p>エ 当該変更後の工事に係る造成面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 5,030円</p> <p>オ 当該変更後の工事に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 7,170円</p> <p>カ 当該変更後の工事に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 11,780円</p> <p>キ 当該変更後の工事に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 18,200円</p> <p>ク 当該変更後の工事に係る造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 26,770円</p> <p>ケ 当該変更後の工事に係る造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 36,410円</p> <p>コ 当該変更後の工事に係る造成面積が10万平方メートルを超えるもの 44,980円</p> <p>(2) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710円</p> <p>1件につき次に掲げる額を合計した額（その額が449,820円を超えるときは、449,820円）</p> <p>(1) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分に限る。）に応じ151の項に定める額</p> <p>(2) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額</p> <p>(3) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710円</p> <p>1件につき 10,710円</p>
--	--	---

別表第2の158の項及び159の項を次のように改める。

<p>158 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>	<p>開発行為許可申請手数料</p>	<p>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 9,200円</p> <p>(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 23,560円</p> <p>(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 46,050円</p>
--	--------------------	--